

平成23年度予算審査特別委員会議事録

平成23年3月18日（金曜日）

◎出席議員（12名）

委員長	高橋幸雄君	副委員長	後藤次雄君
2番	榊原深雪君	3番	島田政典君
4番	井脇昌美君	5番	木村明雄君
6番	川上初太郎君	7番	熊澤芳潔君
9番	矢野利恵子君	10番	谷口二郎君
12番	大久保優君	13番	高道洋子君

◎欠席議員（2名）

1番	星孝道君	14番	菊地一將君
----	------	-----	-------

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

◎出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午後 2時11分 開会

◎ 臨時委員長の紹介

○議会事務局長（根本昌弘君） 委員長が互選されるまでの間は、委員会条例第9条第2項の規定によりまして年長委員が行うことになっております。出席委員の中で、谷口二郎委員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

◎ 開会宣告

○臨時委員長（谷口二郎君） それでは、これより予算審査特別委員会を開きます。

委員長が決まりますまで、私が議事を進めさせていただきます。

◎ 委員長の互選

○臨時委員長（谷口二郎君） これより、委員長の互選を行います。いかような方法か、お諮りをいたします。

12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） 指名推薦。

○臨時委員長（谷口二郎君） ただいま、指名推薦の聲がございしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（谷口二郎君） 異議ございませんので、指名推薦といたします。

それでは、委員長の推薦をお願いいたします。

12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） 高橋委員。

○臨時委員長（谷口二郎君） ただいま、高橋幸雄委員との発言がございましたが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（谷口二郎君） 異議なしと認め、高橋幸雄委員を委員長とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時13分 再開

○委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

◎ 副委員長の互選

○委員長（高橋幸雄君） これから、副委員長の互選を行います。いかような方法で決めますか。

お諮りいたします。

3番 島田政典君。

○3番（島田政典君） 委員長指命。

○委員長（高橋幸雄君） 委員長指名の発言がありましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 異議なしと認め、私のほうから指命することにいたします。

11番、後藤委員を指命いたしたいと存じます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 異議なしと認め、後藤委員が副委員長に決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時30分 再開

○委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 開会宣告

○委員長（高橋幸雄君） これから、予算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会は、委員会条例第17条の規定により、傍聴を許可することといたします。

次に、予算審議の進め方について、御説明を申し上げます。

一般会計と特別会計は歳出の目で進め、質疑が終了した後、歳出の総括質疑を行います。歳入においては歳入の項で進め、質疑を受けた後、歳入の総括質疑を行います。

第2条以降がある場合は、それぞれの質疑を受け、終了後、全体の総括質疑を行います。

企業会計については、収益的支出の目から進め、次に収益的収入の一括を、次に資本的収入及び支出一括で審議を行い、次に総括質疑を行います。

第2条以降がある場合は、一般会計・特別会計と同様、それぞれの質疑を受け、終了後、全体の総括質疑を行います。

◎ 議案第30号

○委員長（高橋幸雄君） これから、議案第30号平成23年度足寄町一般会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから、直ちに質疑に入ります。

44ページをお開き願います。歳出から進めます。目で進めます。

議会費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。46ページ、総務費に入ります。一般管理費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） なしと認めます。

次に進みます。50ページ、基金積立金。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。会計管理費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 次に進みます。財政管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 文書広報費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 交通安全対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 庁舎管理費。

9番 矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） この中で、役場庁舎空調設備整備事業に1,721万3,000円とあるわけですがけれども、内容として、庁舎2階フロア及び福祉課フロア、委員会室等に空調設備を設置する。等ということは、議場も入っているのかなということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

庁舎の空調設備でありますけれども、2階の執務室は全部で7台、2階に7台、それから福祉部門に2台、それと議会に2台ということで議場には入っておりません。

以上です。

○委員長（高橋幸雄君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） それでは、次に進みます。財産管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 車両管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 公平委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 特別職報酬等審議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 功労者表彰費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 自治振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 企画振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 64ページ、行政情報管理費。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 次に進みます。職員住宅費、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 次に進みます。あしよろ銀河ホール21管理費。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 国民保護対策費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 銀河線跡地整備費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 情報化推進費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 70ページ、税務総務費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 賦課徴収費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 固定資産評価審査委員会費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 74ページ、戸籍住民基本台帳費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 選挙管理委員会費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 76ページ、北海道知事・北海道議会議員選挙費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 町長・町議会議員選挙費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 78ページ、統計調査総務費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 商工統計調査費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 監査委員費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高橋幸雄君) 民生費に入ります。社会福祉総務費。
4番 井脇昌美君。
- 4番(井脇昌美君) ちょっと特殊な角度からお聞きしたいのですけれども、民生委員さんが三十数名おられるということで、この404万8,000円を道の補助、1人当た

り5万1,000円ぐらい、あと、一般財源の方から同額補てんされているということだと思いますのですけれども、その中で、民生委員さんの実態というものを、これは法定数で決められているわけですから、ここで勝手に50名だとか70名だとかという定められている法定の数字以上、あれするわけにはいかないのですけれども、どうも内部から、非常に高齢化していると、いったん、そこに民生委員をあれされると非常に、名前だけ毎年あれして、そして、私、去年だったかな、ある郡部ですけれども、行ったところが、民生委員さんが、その地区、部落というのですか、山村地区に必ず目が届くように人選されているのです。御苦労なのです。市街地もそうなのですけれども。

それで、1回も回ってこないというのです。前任者は年に二、三回、遊びかてがて顔を出してくれたのだと、どうですかと。今度かわったところが全然、井脇さん、ことし、去年と全然、それが去年の話ですから、ことしではないですね、去年の話ですから。全然寄ってはくれないと、以前の民生委員さんとはかわったのですから、以前の民生委員さんは、年に2回でも3回でも、遊びかてがて来てくれたと。

だから、私は、これは民生委員の人選というのは非常にこれは御苦労さんだし、難しいのですけれども、やはり、昨今、NPOだとか、また、すごいボランティアが非常に地域のために御苦労なされているという時代の中で、私はちょっとこれは考えるべきの、民生委員の人選も含めて、来ているのではなからうかなと。

それと、民生委員さんの、いわば細かく言うと、チェックなどという、そういう管理などというのは、なかなか大変だと思うのですけれども、それは、行政と民生委員さんの連携というのはどのようにまず図られて、民生委員の行動がある程度、薄々ぼやけていてもいいから、年に何回でもこの地区をぐるっと一周していたと、その辺のパトロール的なもの

ではないのですけれども、そういう巡回というのを実行されているとかそういうの。行政との民生委員さんとの、何かどういう表し方をなされているのか、ちょっとその辺、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、堀井福祉課。

○福祉課長（堀井昭治君） 民生委員につきましては、33名、総勢でやっております。うち2名が児童委員ということで動いているわけです。

各地域から選出されまして、ずっと来ているわけですが、議員おっしゃるとおり、なかなか手がいないというのが現状で、どうしても高齢化になってきているというの、またこれは実情でございます。

ここ何年かで若干ずつの交代がされてきています。特に地域におきましては、範囲が広いということで、相当に回るといっても難しいのはあるのかなど。

例えば、前任者が特に自分の職業を持っていない場合は、一定程度回れると思うのですが、後任者が仕事を持っている場合については、仕事の終わった後といいますか、合間といいますか、そういう形で回るといって、仮に、大変広い地域の中で、違った地域の方、範囲は範囲ですけれども、また一つ違った横の地域というか、範囲の違うところから、同じ範囲ですけれども、違うところから選出された場合については、自宅の周りは回りやすいのかもしれませんが、少し離れたところについては回りづらいとかという現象もあるのかなというふうに思います。

それで、行政とのかかわりという中では、定例民協という形で、2カ月に1回だと思えます。毎月開いているような状況で、そこで、いろんな生活弱者の方々の情報交換でございますとか、各委員さんからの御意見をいただきながらお話ししているわけなのですが、実際に、例えば、今回であれば、介護保険の関係で、認定審査のアンケート調査の御依頼をするとか、そういった状況の中

で、また回っていただくというお願いもしたりとか、やっている状況でございます。

なかなか後任という形で人選する場合も、地域の方々から推薦をいただきながら選んでいくわけなのですが、現実としては、すぐに見つからないというのが、これまた事実でございます。

また、地域に行けば行くほど、なかなかそういう適材の方が少なかったりして、難しくなってくるというのもまた事実でございます。ただ、現在のところ、欠員が、お亡くなりの方がいたから、32名で現在動いていると思います。

以上です。

○委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） 課長の方から、今、答弁の中で、なり手がいないと。その辺なのですよね。なり手がいないから、とりあえず名前だけでも何とかなしてほしいのだという、空白にもできないからというところも過去にはあったように思うのですけれども。

これに関連してですけれども、きのう、質問をしたのが、ちょっと私も意図がわからなかったのですが、それこそ、こういうときに民生委員さんが、課長がお答えになっていた低所得者の地上デジタルに対してのいろんな無償の特権があるわけですから、そういう民生委員さんの重要な役割の中できっちりと課長できるわけですから。そうではないですか。

きのう質問をした、私は趣旨はわかりませんよ。数字を問うていたのですけれども、あれはちょっと私もどういう趣旨で質問をされたのか、私はちょっとわからなかったのですけれども、私は課長のお答えから、答えを言われるということは、この民生委員さんに御苦労ですけれども回っていただければ、低所得者等々も含めた中で、非常に民生委員さんが実態を把握しているわけですから。

さて、そこで、ことしの3月7日、道新の夕刊で生活保護の方の不正受給が出ておられ

ました。1万9,700件、全国的なこれはあれだと思えるのですけれども、厚生労働省もこれに対しての、いわば、対策、調査を始めたと。足寄町も、これは定期的な民生委員さんとの連携の中で、調査とか審査というのはやられているのですか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

いわば生活保護者に対しての、1回認めたらもう15年も20年もこれは有効なのですか。そうではないと思うのですよ。その辺はどのような審査、調査、民生委員さんと連携を図っているかお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時45分 再開

○委員長（高橋幸雄君） 会議を再開いたします。

答弁、堀井福祉課長。

○福祉課長（堀井昭治君） 生活保護の関係につきましては、実施機関が十勝支庁ということにまずなっております。ということで、十勝支庁のケースワーカーが各生活保護者の家庭を訪問して、いろいろ調査をしているということになります。

それで、その中で必要があれば、その都度、その地域の民生委員さんの方々と連携をとりながら、さらに調査するという形になっております。

先ほど言いました定例民協の中で、その月、期間内に新たに生活保護になった方、もしくは廃止になった方、こういった情報については、各自、逐次、民生委員さんの方に情報提供をしながら、日常の中で見ていただくと。

これは、あくまでも調査ではなくて、通常の見守りといいますか、支援といいますか、そういった中で行っているということでございます。

あと、必要な都度は、そういうふうに民生委員さんをお願いする中で、具体的に動いてもらうということになっております。

以上です。

○委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） ちょっと、その辺は勉強不足なのですが、これは、十勝支庁の管轄で、ケースワーカーさんが地域の民生委員さん、そうしたら、町の福祉課というのは全くそこで、一つの遮断されて、関係、接点はないのか、それと同時に、もう一点、これは私は3回目なものですから、定期的なこれからの審査とか調査もまた一層お願いしたいのですけれども、町にそのような権限移譲がないものを私がここで聞いてもしょうがないわけですから。

ただ、町が全くその中で遮断されていて、言う何者もないのか、それから、これからの微量でもあるのだったら、今後そのようなことでも、先ほどのお話のように、つめに火をともして年金を掛けた人が6万円少し、わずかな年金をもらっているのに、生活保護者が8万も9万もらっていてそういうような、細かな数字はわからないですよ。何か実態として、保護者が8万円前後もらっていると。だけれども、年金を掛けて、長い間、少額の年金、つめに火をともして掛けた人が6万円ちょっとしかもらっていないと、そういうおもしろい現象。

これは、国の制度ですから、町のあなたに言ってもこれはどうしようもないのはわかっているのですけれども、それだけに、やはりしっかりと、不正のないようなやっばり保護の調査とか審査だとか民生委員さんとの、非常にそれだけ民生委員さんの権限は重いと思うのですよ。民生委員さんが認定すればオーケーという、そういう範囲もあるわけですから、その辺、町と民生委員さんとのかわり、十勝支庁とケースワーカーの三角関係みたいな、その辺のぐあいをもう一度、説明していただきたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、堀井福祉課長。

○福祉課長（堀井昭治君） 町のかかわりと

して、日ごろの生活支援とか、いろいろ相談する中で、その方の生活状況が非常に厳しいという状況が見えたときに、あなたは、例えば、生活保護がいいのではないだろうかとか、こういった判断がいろいろされてくると思うのです。

そのときに、本人と話し合う中で、仮に、生活保護を申請しましょうかということになった場合については、そういった旨を十勝支庁の方に連絡をし、詳しい調査をしていただき、認定決定していただく。

ここに、町においても民生においても、生活保護を決定するとか認定するとかといった権限は持っておりません。あくまでも連携しているだけです。

あと、先ほど言いました認定された後の話なのですが、そこにつきましては、いろいろな、確かに、低年金者の方々との矛盾点だとかというのは新聞報道等ではお聞きなされているのですが、ここに関しては、生活保護は保護で、国の基準で認められた数字の中で支給されているということで、そこに特別に不正があったりとか、そういうことがない限りは、十勝支庁の方のケースワークの中で調査決定されていく部分ですから、町としては、ちょっとそこまで入っていけないという状況になっております。

以上です。

○委員長（高橋幸雄君） 各位に申し上げますが、発言回数に制限はございませんので、一問一答方式で何回でも納得いくまでお尋ねしていただきたいと思います。御理解いただけます。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） それでは、次に進みます。

84ページ、福祉医療費。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 国民年金費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 国民保険助成費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 後期高齢者医療費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 老人福祉総務費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 90ページ、老人医療費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 在宅介護費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 介護保険助成費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 介護サービス事業助成費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 旭町ふれあいプラザ運営費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 地域支援事業費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 94ページ、児童福祉総務費。
7番 熊澤芳潔君。

○7番（熊澤芳潔君） 児童福祉総務費の中で、ここで、子ども手当の給付金関係について出ているわけですが、現状、民主党の政権の中で、いろいろ国の負担、いろいろな中で、今、各地方市町村も修正の動きといたしますか、要するに、国が全額負担すべきだということなので動いている市町村もあるのですけれども、町長として、予算提案に当たって、考え方についてどうだったのかを、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この予算提案につきましては、平成22年度に実施がされて、今の政権で平成23年度、若干増額される部分もありますけれど

も、その基本方針に基づいて提案をさせていただいたということで、国と違う形でという考え方は持っておりません。

ただ、現状の中で行きますと、新年度予算、まだ成立するかどうかというのは全く見通しが立っていないというところで、一部危惧しているところもございます。

これが新年度予算は通らないということになれば、これは法案がちょっと特殊といえますか、平成22年度限りみたいなことになっているものですから、この子ども手当の以前の児童手当、これが復活をするということになります。そうしますと、システム改修しなければ、児童手当、では、すぐ出せるのかということと出せないということですから、そういう意味では、これはちょっと混乱してしまうなという、そういう現状にあるということでございます。

システム改修、そんな簡単にできませんので、少なくとも、あれはたしか四半期ごとに支払っているというふうに思いますけれども、6月支給にはとてもではないけれども間に合わないだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 次に進みます。

児童医療費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 子どもセンター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） へき地保育所費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 次に進みます。

100ページ、児童福祉施設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 学童保育所費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 児童デイサービス

センター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 子育て支援費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 104ページ、衛生費に入ります。

保健衛生総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 予防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 患者輸送管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 環境衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 合併処理浄化槽事業費。

12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） これは、前年度は予算どおり、本年度予算が1,000万円掛かっています。これは、実際の普及率ほどのぐらいになっているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、櫻井住民課長。

○住民課長（櫻井光雄君） 浄化槽の普及率ということでございますけれども、この事業で、合併浄化槽設置を始めたのは平成20年からでありまして、平成20年に10基、それから、平成21年度に12基。平成22年度においては12基ということで、合計34基設置されております。

平成23年度の予算におきましても、7人槽で10基を計画しておりまして、1,030万円の予算ということで計上させていただいております。

○委員長（高橋幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時10分 再開

○委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

櫻井住民課長、答弁。

○住民課長（櫻井光雄君） 大変申しわけありません。浄化槽の普及率ということでございます。

下水道区域外の対象者数は1,949人でございます。このうち、平成21年度までにおいて設置された方、これは、この事業以外に単独で設置された方も含みますけれども、370人であります。

今回、平成22年度に設置された方、12戸。人数にして44人の家族の方がいらっしゃいますので、合わせて414人という形になります。普及率ということで、現在、1,949人中414人ということで、21.2%の普及率ということになります。

以上です。

○委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） 足寄は、予算計上されたから希望をとってやっているのだと思うのですけれども、全体の希望はとっていないのですね。対象区域外の方の希望は全部っていないのですね。その辺、どうなのですか。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、櫻井住民課長。

○住民課長（櫻井光雄君） この浄化槽の設置につきましては、毎年、対象地域の町内会さんを通じて希望者を募っておりますし、そういった上で、今回も予算計上しているのですけれども、農家の経営もちょっと悪いということで、希望がなかなか上がってこないという状況があります。

そういったことで、さらに地域農業集落会議の場ですとか、農協さんも通じながら設置希望者数をふやしていきたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） 農家を対象にと答弁されているのですけれども、要するに、下水道地域の対象外が全部この対象になっているわけだから、個人の住宅までは調査され

ていないということなのですか。

今、課長が言われたように、対象地域ということは、下水道区域以外という表現ですか、地域と言っているわけではないでしょう。その辺、ちょっとどうなのですか。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、櫻井住民課長。

○住民課長（櫻井光雄君） 下水道区域外全部の地域ですから、農業者以外の方にも希望を募っております。そういったことで、町内会を通じまして、全戸希望調査を行っております。

○委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） それで、結果的に希望は何件ぐらいあるのですか。まだ将来的に希望者は残っているのですか。これを付けたい、設置したいという希望者は何人ぐらいおられるのですか、今後において。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうから、お答えをさせていただきます。

この町の独自の補助事業を導入する際に、下水道区域外の方は、これはもう契約そのものがありませんから、しかし、生活環境をよくしたいということで、この事業を導入したわけでありまして。

それで、募集の仕方としては、一応こういう新しい助成制度をつくりますよと、やっぱり現実問題としては、その時点で、将来、何に手を挙げますかといっても、これはなかなか難しいわけですから、きっかけとしてはやっぱり、住宅を建てかえるだとか、あるいは、改築をする計画のある方がここにというのが現実としては多いということでもありますから、ですから、先ほど来、住民課長がお答えしているとおり、毎年度、前の年、来年度希望する方はいらっしゃいますかという、そういう募集の仕方をしているものですから、対象戸数は何戸あるのだということであれば、区域外の残りの全戸数が対象だと。

しかし、年次計画できるかというところ、これはなかなか急に家を建てようという人もいれば、長期計画を持って3年後に建てようという人もいるというふうに思いますので、そこら辺のところでは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） では、次に進みます。清掃総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） じん芥処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） し尿処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 病院費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 114ページ、労働費に入ります。労働諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 単身住宅管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 雇用対策等費。

4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） 単純なことをお聞きをするのですが、この森林未利用資源活用業務ということで、これも非常に雇用の創出ということで御苦労なされているなど、非常にこの文面を見ているだけでも、相当苦慮した文言をつけて雇用の創出を図られているなどというふうには想像もできるのです。

雇用のことと同時に、こういうような補助も含めた中で、地域と一体となった雇用創出も図り、いろんな中で事業の展開を行政はしっかりとサポートしているなどというのはいかがなものでしょうか、特に、この森林未利用資源を活用した製品の開発、販路開拓の産業創出を図ると。

所管の人にも聞いたのですけれども、所管のほうにも説明されていないということで、具体的に、一、二の事例を挙げて、どのような開拓と開発・開拓を含めた産業の創出を図られているのか。相当、具体的なところまで出ていると思うのです。というのは、委託先事業主が2名を雇用してと、そこまできっちりとうたわれているわけですから、具体的な例をちょっときっちりわかるように、どのような事業なのか説明していただきたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、渡辺経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） ただいま御質問いただきました、森林未利用資源活用業務、この事業内容でございますけれども、これにつきましては、ササですとか、それから、フキですとかそういった、今、余り利用されていないようなものを活用いたしまして、例えば、チョコレートですとか、あめですとか、そういう食品類の開発、それから、化粧品だとかそういったものの開発を進めているところでございます。

たしか、昨年、ラワンブキを活用したチョコレート、あめなども、議員にもちょっと試食をしていただいていた経過もあったかなと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） 最終の400万円近く予算計上されている森林周辺景観整備業務、これも、委託先事業主4名というふうに書いてあります。今の事業はわかりました、今の説明は。

これも同じような、いわば、ここには草刈りとか土砂上げだとか枝払いというふうにして書いてはいただいておりますけれども、これは一括して、例えば、地域に森林組合さん等々もあらわれるわけですから、それと違って、これは固有の会社の名称は要りませんが、民間等の会社に委託されているということでは

ね。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、渡辺経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） 森林周辺景観整備業務でございますけれども、これにつきましては、林道の周辺の草刈りだとか、それから、土砂上げ、枝払い等を行っております、これは町が直接事業を実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） では、次に進みます。

116 ページ、農林水産業費に入ります。農業委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 農業総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 農業振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 122 ページ、畜産草地費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 農地費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 農地流動化推進事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 営農用水道等費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 町民センター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 128 ページ、畜産物処理加工施設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 中山間地域等直接支払推進事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 農地・水・保全管

理支払交付金事業費。

7番 熊澤芳潔君。

○7番（熊澤芳潔君） この農地・水・保全管理支払交付金事業の金額につきましては、それぞれやっただいて本当に農家にとってはありがたい資金だというふうに考えるのですけれども、その後の経過の中で、当初、水害によっていろいろな明暗渠等の効果が薄れてきたというようなことの中から、同じ場所で同じ金額を毎年使わなくてはならないと、そういったこともありまして、地域では、やはりもう少し、何らかの管理方法等を考えていただきながら有効にこの事業の効果をしたいというようなことなのですけれども、このいずれにつきましては、水害があって、その中で、えん堤工なりをつくったのですけれども、その後、そのえん堤工も詰まってしまうと、そして、詰まることが、えん堤工というのはそういうことだったというようなお話を聞くのですけれども、そのことによって、また毎年何百万も土砂上げをしなければならないと。

こういったようなことで、実は、実例があつて、私も担当のほうにお話をしました。そういった中で、道だとか町村との関連があるのですけれども、そういったことにつきましては、毎年同じお金が掛からないような方法で、ある一定の時期にきちっと整理をしてあげるとか、何らかの形で、やはりこの資金が有効に活用できるような方法を、やはり考えていってあげるべきではないかなと思うのですけれども、ちょっと若干の実態を踏まえて、考え方につきましては、ちょっとお答えをお願いいたします。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

この農地・水・保全管理支払交付金、これはどちらかというと、こういう区分けは正確にやっているかどうかはあれですけれども、わかりやすくという意味で、どちらかという

と、これは耕種農家、それから、この前にありました中山間地の直接支払制度、これは、草地ですとか、傾斜地ということでございます。

それで、今、議員が御質問の趣旨というか中身というのは、このお金は各集落に交付されるお金であります。これは、集落のお金の使い道については、集落の地域活動に使うということが基本であります。その中で、恐らく、地域として維持管理をする施設、そこで、毎年毎年、同じお金が掛かっているのだという、こういうことかなというふうに思います。

それで、何らかの基本施設の部分、これをどうするかという部分については、その施設が具体的にはちょっとわかりませんが、何かの事業で仮に、例えば、明渠なら明渠が、道営事業か、国営事業かわかりませんが、整備がされた。でも、これは集落の合意のもと、維持管理は集落、こういうお金を活用してやってください、いいですよということだというふうに思うのです。

そもそも、基本施設が災害だとか何とかでおかしくなっているということであれば、災害復旧なのか何らかの事業があれば、そこで対応も可能かなというふうに思ったところで、今の質問をお聞きしたところ。

ですから、それは具体的な事例で、もし該当する事業がないということであれば、ちょっと話は別かもしれませんが、それは個別具体的に、担当のほうともこれは協議をしていく必要があるのかなという、そんな思いでちょっと御質問をお伺いをしていました。

ともかく、この支払交付金の関係につきましては、各集落に要件のもと交付されるお金だということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 7番 熊澤芳潔君。

○7番（熊澤芳潔君） 中身につきまして

は、今、町長お話のとおりのような内容。ただ、このことについて私が言ったのは、要するに、地区的にはそういった形でやり得ながらも、例えば、過去、水害によって、えん堤工なりをつくったけれども、また、そのことによって毎年、暗渠なり明渠が詰まると、こういったことが、道との関連があるのですけれども、そういったことについても、やはり十分に地域の皆さんとお話をしながら対策をお願いをするべきではないかなというふうに思った中で質問でございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、個別具体的に相談をいただければ、何か適当な事業が見つかるのか。あるいは、当分難しいよという話になるのか。それはもう個別具体的に相談をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 他にありませんか。

12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） 目的は、農地の水、環境の保全の質の向上、このために交付している金と私は理解するのですが、それが町長の答弁だとそこまで行っていないような感じだし、問題は、こういう金を利用して、要するに、放牧の水の水質検査だとか河川検査だとか、いわゆる自然を荒らさないような対策を講じるような、そういう資金に使うべきではないかなと感ずるので、目的がそうなのですから。

そのための対策を、今後、荒らさないでどうするかという、部落単位でもいいから、そういうように使うべき金ではないのかなと思うのですが、その辺どうなのですか。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

この制度の趣旨は、議員仰せのとおり、この目的というのは、農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能の維持増進を図るため、国が新たな対策として実施をするということで、この事業が創設されたということでございます。

それで、先ほども熊澤委員にもちょっと御説明申し上げましたけれども、まず、先行したのは中山間地の直接支払制度であります。たしか私の記憶では、今32集落だというふうに思いますけれども、そういう集落単位ができて、そこで実際に来るお金の使い道、これは、それぞれの集落の知恵の出しようであります。

ですから、どちらかというと、今のこの御質問のやつというのは、私はあんまりちょっと最近のやつはつかまえていないのですけれども、中山間地域の直接支払制度の部分で行きますと、かなりいろんな使い方をしております。

それは何かと言いますと、例えば、草地の地力増進をするためにたい肥の散布ですとか、これは集落でやるだとか、あるいは、場合によっては環境整備のために、廃屋、これをこのお金を使って環境整備をしましょうだとか、そういうことで使い道はいろいろあるのです。

ですから、集落によっては、小さな明渠の草刈りですとか、そういったことも含めて、あるいは、明渠の土砂上げだとか、多種多様に使われているということでございます。

そういう意味では、この取り組み、我が町の取り組みとしては、私は道庁に対しても、うちはまさしく、この国がつくってくれた制度、全道の模範だというふうに思いますよということで、そういうPRもしておりますし、さらには、この制度、ぜひともいい制度だから継続してくれというような、そんな要望もずっとしてきているところでございます。

いずれにしても、主体は各集落ということになっておりますので、もちろん、集落会議なんかもやっておりますから、趣旨は大久保委員が言うこと、これは全くそのとおりだというふうに思っていますから、そのことも十分、今後も趣旨を踏まえて、集落活動をしていただけるように、私どもの担当者もその会議には出ますから、そのようなことで、指導というところまでは、指導権限はないというふうに思いますけれども、ざっくばらんに、そのようなことも含めて、せっかく来る貴重なお金ですから、地域の農業、あるいは、環境を守るために有効に使えるように、そういったことを積極的に町としてもかかわっていきたいということで考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 町長、具体的に水質検査まで触れてお尋ねの趣旨があるので、その辺についてはいかがなのですか。

安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをします。

これは、集落会議の中で合意ができれば、それも可能だというふうに思います。これは、当然、対象になるだろうというふうに、正確には、結構細かくなっていますから、当然、情報機関に確認しなければいけませんけれども、恐らく、それは合意ができれば、当然、環境を維持するための水質検査というのは、それは、私自身は可能かなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） 先ほど熊澤委員に答弁されたことが、ちょっと私はおかしいなと思って聞いたのですけれども、その考えではいいと思うのです。

ただ、環境が汚染されてから泡を食うのではなくて、それは営農用水道というのがありますので、それもきちんと管理していく義務があると思うのです、行政としては。

それで、ことし始まったものではないのですから、経済課長あたりはこの件に関して、部落とか農家あたりに何か対応しておられるのですか。農協にいろいろ相談を持っていくとか、この補助制度の使い道、そういう相談は、そういうことをやられているのですか、過去に。その辺、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、渡辺経済課長。

○経済課長（渡辺俊一君） この件に関して、特に農協ですとか、あと、その使い道について町から相談とかということは特にしておりません。あくまでも、集団、それぞれの集落の中で、それぞれで決めて使い道を考えていくというような中身になっておりますので、特に、今までの間で、私の方から集落のほうにそういう相談とかについてはしておりません。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 12番 大久保優君。

○12番（大久保 優君） この件に関しては、一般質問で触れたところなのですが、これから、やはり今の酪農、いろいろな体制を見てみると、そういうことが懸念されることが、結構要素が含まれるので、もう少し行政は積極的に環境のことに、もう少し深くつぎ込んで環境が悪化しないように、特に、飲料水関係とかそういうものに気を使ってこれから事業を進めていってほしいのですけれども、その辺の考えはどうか、積極的にやっていただけますか。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

家畜のふん尿処理等々を含めて、農家環境の整備ですとか、そういうところは、当然、町としても行政としてもしなければいけませんし、それから、水質汚染などということについても、これはそんなことがあってはなら

ないわけですから、それは当然やっていかなければいけないことだというふうに思っております。

ただ、ここで言う交付金の関係につきましては、それは行政が担うべきものと、それから集落として自分たちでできることは自分たちでやろうやという、こういうことでございますから、そこら辺のところは、お互い協議もしながら、もっと言えば、この集落活動は、やっぱり各集落の自主性にこれは尊重しなければいけないということもありますから、そこら辺は農家全体の環境整備という部分で行きますと、これは大局的に、行政、あるいは農業団体を含めて、それは常に連携をとりながら、少なくとも、よそから来た人が、何だこれはなどということだけではないように、これは常日ごろからやっていかなければいけないものだというふうに認識しておりますので、今後もそういう形で努力をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 次に進みます。130ページ、林業振興費。

4番 井脇昌美君。

○4番（井脇昌美君） この山火事対策費ということで、ここにもうたわれております。

私が今までちょっと疑問だったのは、非常に町長も森林の町ということで、しっかりとPRをしながら、地域のために本当に頑張っておられるというのはよくわかるのですけれども、私はなぜいきなりこういうことを言ったかという、参加パトロールというのを実際、現実として、所管の人らが結構心配しながら、委員会の人らも調査されている中で、無防備なのですよね。

これは、町がパトロール人員1名で一生懸命山を歩いていますけれども、これは形だけであって、もっともっとやっぱり、足寄の場合は、特に私が言えることは、木材協会とい

う立派な一つの組織が17社あるわけですから、町から声が掛ければ、一緒になってパトロールできますから。

特に、無煙期間から始まって、足寄町の所管から、本当にきめ細かな図面まで提出していただきましたから、私なんかは、特にそういうものを参考に、コピーをとって協会のほうにも回そうとは思っていますけれども、あそこまでの図面だったら、山へ行っても迷うこともないし、町有林がどこからどこまでの管理区域か、全部、写真と同時に本当にきれいに写し出してくれているわけですから。そういうものを私も利活用させていただこうと思いますし、言いたいことは、本年度から、この参加パトロールの協力を木材協会17社に仰いでいただきたいということです。

啓蒙していただければ、必ずや町と一体化なり、また、木材協会だけでも、町有林野の中で、無煙期間からずっと5月いっぱい、いわば火防期間というのは協力は惜しまない、協力してくれるはずですから、備えあって憂いなくて、今まで大火がないですけれども、まず、そのような私はお話をしているのですけれども、それに対して、対応してくれるすきがあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

毎年、山火事、俗に言う山火事シーズン前に、森林関係者が集まって、総会といますか会議をやっていますから、今、議員が言われたことを特に意識して、予防のためのパトロールということについても、今年度の機会にしっかりと明文化といますか、文字面にして、これは、それぞれの機関が分担をしてパトロールしましょうということも1項目つけ加えるように、ちょっと担当の方とも今後打ち合わせをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） 4番 井脇昌美

君。

○4番（井脇昌美君） 私もこの場として、そういう組織の事務局長をやっているものですから、町からお金は決して一銭も掛からない、ボランティアでやる意思がありますから。

昔は、森林管理所の分野も、議員の中に同じ先輩もおられるのですけれども、これもずっとオンネットー区域から広くなりすぎたから少し今中断しているのですけれども、役所と木材協会と一体になってローテーションを組んで、ぐるぐるぐるぐるして、そこで山の美化にも、もちろん火防ということが中心ですけれども、特に山菜採りの時期になると、ジュースの空き缶を投げたり、レクリエーションをして家族で食事をして、タッパーを投げたりいろんな中で、非常に美化に影響するようなこと、そのことも都度、腕章をして、指導と言ったらおかしいけれども、注意をして歩いたり、すごく年間にやっぱり結構大きい数が、その中で効果をもたらした実例もありますから、ぜひ早急に巡回パトロールというものを計画していただければ。

毎年、町では、九大さんも関連業界も含めて、町が主体となって、山火注意の呼びかけとか啓蒙とかいろんなことをやっているのはよく知っています。

ただ、もう一つ踏み込んで、私、無防備なところということは、そういうことを言ったのですけれども、パトロールは実際やられたら、私は効果はまた数倍上がると思うものですから、最後にそのことをお願いして、お答えを願いたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、この会議では、議員仰せのとおり、例えば、無煙期間をいつからいつまでにしようだとか、そして、山火事には注意しようねだとか、そういう本当に基本的な確認をする場ということになっております。

そこに、先ほどもお答えしたとおり、やはりパトロールという、これは極めて大事なことだというふうに思いますから、そのことを全体で確認し合えるようなことで、その場でできるかどうかの可能性も含めて、私はやるべきだというふうに思いますから、そんなことで、担当者の方と今後詰めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋幸雄君） よろしいですか、他にございませんか。

5番 木村明雄君。

○5番（木村明雄君） これは、予算ということの中で、農林水産業費、ここで、野生鳥獣対策事業、これについては、年々やはりシカの被害がふえているということの中で、これは先日も私は質問したわけなのですが、ここでやはり、これから先に何としてでも駆除をするということが先決問題ではないのかなという気がいたします。

そこで、先日も、これは町長との中で、特区としてでの夜討ち、そしてまた、わなについても、それから、タワー。これらについても進めてもらいたいものだなと、そういうふうに思うわけなのですが、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

昨日もお答えをしたとおり、これは本当に、我が町に限らず全道的な問題でありますから、ですから、我が町でできることはやると。それで、これは対策協議会も含めて、わなの資格を取っていただいた方もたくさんいらっしゃいますし、しかし、今、やはり駆除するに当たっては、相当厳しい法規制、とりわけ、銃を新しく持つこと、これは事件があるたびに銃の規制というのはどんどんどんどん強まってきておりますし、それから、費用的にも相当なお金がかかるということもあるのも実態であります。

ですから、そういったことの、一人でも多く銃を持っていたらいいような方策がないのか、これは支援策も含めてですけれども、そのようなことの取り組みをしていく必要があるのだらうというふうにも認識もしておりますし、さらには、やはり私は、本来、シカなどというのは夜行性ですから、やっぱり、道にも言っているのですけれども、まさしくこれこそ特区ではないのかと。

狩猟法でいきますと、日の出から日没までということ、この日没というのが、これは実は、くせ者と言ったら言葉が悪いのですけれども、我々、普通、日没というと、お日様が沈む、暗くなってくるところまでというふうに思うのですけれども、そうではなくて、何か時間で決められているみたいで、まだ明るくても撃てないということもあるようであります。

私がずっと要望しているのは、そうではなくて真っ暗くなってから、暗くなってから撃たせてくれと。これは、平場で撃ってしまうと事故等も心配されますから、私はですから移動式のタワーを立てさせてくれと。そして、タワーの上から下に向かって撃たせてくれと。シカなどというのは利口ですから、1カ所でせいぜい1回か2回やれば、もうシカは寄ってこないというはずですから。

しかし、各地域の方々というのは、どこにシカが生息している、もっと言えば、ここが通り道だということは熟知している方がたくさんいらっしゃるのです。ですから、そういう意味では、その特例を認めていただければ、移動式のタワーを設置して、そこでえづけをして撃つと。そして、次にまた移動して撃つと。私はこれが一番手っ取り早いのかなと。確かに、自衛隊さんに頼んでヘリコプターでというのもありますけれども、ヘリコプターでやる場合については、追うためのヘリコプターというのは余り効果がないだらうというふうに思っております。ヘリコプターの上から撃てるのであれば、それが一番いいというふうに思いますけれども、それはなか

なか難しいことだというふうに思っております。

いずれにしましても、これは全道的な課題でもありますから、地元でできることは地元でやる。そして、規制の緩和ということが必要であれば、そのことは引き続き要請をしていくということで、取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（高橋幸雄君） 5番 木村明雄君。

○5番（木村明雄君） わかりました。

これは、農業被害というのは1億3,000万円から1億5,000万円、これは、足寄町は年間、それだけの農業被害があると。

そして、駆除数は去年当たり1千四、五百頭になっているのかな、そのくらいあるということの中で、年々これはやはりふえている。これは農業者にとっても死活問題だということで、そして、エゾシカ駆除報賞金、ハト、カラス、それから、キツネ、クマ、これを合わせて、駆除の報賞金を出すのは、これが1,000万円以上にもなってしまったということなわけなのですけれども、そこで、これで本当に、ハンターについて、今どのくらいいるのか。そしてまた、この1,012万5,000円、これについて、これが妥当な金額なのかどうなのか、その辺、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（高橋幸雄君） それでは、答弁調整の時間に入りましたけれども、時間的に、皆さんにお諮りいたしますけれども、先ほど5番木村委員の答弁は、あすの委員会で答弁いただくことにいたしたいと存じます。

したがって、お諮りいたしますが、本日はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○委員長（高橋幸雄君） 本日は、これで延会といたします。

次回の委員会は、3月22日、本会議の休憩中に開催をいたします。

皆さん、御苦労様でした。

午後 3時46分 延会